

富山国際大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

富山国際大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、富山国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は法人の建学の精神である「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を踏襲し、「共存・共生の精神」を基本理念の中心に据え、大学の使命・目的を学則に明確に定めている。併せて学生便覧、大学案内、募集要項等の印刷物、大学ホームページでの公開やオープンキャンパス、入試説明会等を通じて、学内外に周知を図っている。

大学の使命・目的等の点検や改定は、運営会議や教授会をはじめ全学的に実施されており、役員あるいは教職員からの理解を得ている。また、社会情勢の変化に応じて学部改組等の取組みを柔軟に行っている。

「基準2. 学修と教授」について

学部・学科ごとにアドミッションポリシーを定め、学生募集要項、大学ホームページ等に明示・公表している。入学者選抜については、アドミッションポリシーに基づき基本方針を定め、多様な入学者選抜方法が組まれる等、学生確保に向けて取り組んでいる。教育課程及び教授方法は、教養教育及び学部等のカリキュラムポリシーに基づき運用されており、組織体制も整備されている。学生の学修及び授業支援については、教職協働のもと支援体制が整備され、退学者防止等きめ細かく対応している。単位認定、卒業認定等はディプロマポリシーに基づき、大学ホームページ、学生便覧等に適切に明示されている。また、キャリアガイダンス及び学生支援の充実に向けた組織的な取組みは行われており、教育目的の達成状況の評価についても卒業時アンケート等を実施し、その結果を学生等にフィードバックしている。教員配置については大学設置基準を満たしており、教員の評価等も関係内規等を定め、実施している。このほか、職員の質保証に向けたFD(Faculty Development)研修等についても定期的開催されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

管理運営体制は寄附行為に基づき、経営の規律と誠実性を維持しながら適切な運営を行っているとともに、安定的な経営や教育研究の向上を図り、使命・目的の実現に向けて継続的な努力がされている。また、学長のリーダーシップを適切に発揮するため、学長室、企画本部を設置し、大学運営の改善に関する業務を統括し、関係組織の緊密な連携の確保に努めている。諸規則等は関係法令を遵守し、適正に適用されている。財務基盤は、十数年続いた赤字状態から脱却するため、経営改善の努力の結果、平成25(2013)年度決算以降、事業活動収支差額は黒字になっており、今期に至るまで概ね安定している。

「基準4. 自己点検・評価」について

学則及び「富山国際大学自己点検評価実施要領」に基づき、大学の使命・目的に即した自主的かつ自律的な自己点検・評価活動を行っている。実施体制は「自己点検評価委員会」を中心とし、学長室が実施方法等を調整し、恒常的に実施している。自己点検・評価については、各学部、学務部及び入試センターに関する各種データを収集し、エビデンスに基づき客観的に行われている。併せて、学内に IR(Institutional Research)推進チームを設置し、情報収集・分析が進められている。自己点検・評価結果等については学内のファイル共有サービスにより共有化され、「自己点検評価報告書」や主要なデータは大学ホームページで広く公表されている。また、「アクションプラン 2014-2017」に基づき、PDCA サイクルの仕組みを機能させている。

総じて、大学は建学の精神に基づく使命・目的及び各学科が掲げる教育目標に対応した教育を行っており、適切に運営されている。また、時代の変化に即応するための組織を構築し、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」において、「地（知）の拠点大学」に認定される等、地域貢献に取組みつつ、大学としての個性を十分に発揮している。経営・管理と財務については、新経営改善計画を策定する等不断の検証を行い、安定した財務基盤の確立に向けて取り組んでいる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.国際交流・連携」「基準 B.地域社会との連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は建学の精神である「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を踏襲し、「共存・共生の精神」を基本理念の中心に据え、学則に明確に定め、簡潔に文章化されている。また、「国際社会及び地域社会の発展に貢献」できる人材を育成することが基本理念に盛込まれており、大学ホームページや大学案内、学生便覧等の印刷物を通じて、学内関係者をはじめ、広く社会に向けて明示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学校教育法第 83 条にのっとり、適切な目的が掲げられており、人材育成に関する目的を学部ごとに「富山国際大学学則」等に定めている。富山国際大学の基本理念の中核である「共存・共生の精神」は、「大学の設立の趣旨を踏まえるとともに、自立しつつ他者とともに在る人間の生き方を支える基本原理であると同時に、国際社会や地域社会への貢献を目指す富山国際大学に相応しい精神である」と明記されている。加えて、時代の変化や社会のニーズに対応し、平成 20(2008)年に現代社会学部、平成 21(2009)年には子ども育成学部が開設されている。また、平成 29(2017)年 3 月には、学校教育法施行規則の改正に伴い、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の改正も行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定等については、学部教授会や委員会等で審議された後、「大学運営会議」で決定され、理事会・評議員会にも報告されていることから、そのプロセスにおいて役員、教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的の学内外への周知方法については、学生便覧、大学ホームページ、学生募集要項、大学案内への掲載、パネルを作製し各教室等に掲示、入学式での学長式辞、各学部の初年次教育等にて周知するほか、オープンキャンパス、キャンパス見学、高校教員対象の入試説明会等においても説明されている。大学の使命・目的及び教育目的は三つの方針に反映されており、「アクションプラン 2014-2017」（中期目標）としてまとめられ、2 学部 2 学科が大学の使命・目的及び教育目的を達成する教育研究組織として設置されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学生募集要項、大学ホームページ等に学部ごとに分かりやすく明示されており、大学案内、学生募集要項、オープンキャンパス、高校教員対象入試説明会等を通して説明され、受験生、保護者、高校教員等に周知されている。

アドミッションポリシーに沿って入学者選抜の基本方針を定め、それに基づいた多彩な入学者選抜方法が生まれ適切に実施されている。学生募集及び入学試験を総合的かつ組織的に運営するために入試センターを設置し、入試に関わる計画・実施等については入試対策会議及び入試対策拡大会議において審議されている。

特に、入学定員に沿った適切な学生受入れについては入試対策拡大会議で十分論議され、学生の受入れ数の維持に努めている。現代社会学部において秋入学試験を実施し、留学生入試を行う等学生数確保に努めている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教養教育及び各学部・学科・専攻のカリキュラムポリシーを踏まえた教育課程編成の方針が示され、それをもとに指導されている。「現代社会学部カリキュラム構成概念図」「子ども育成学部教育課程の体系」を作成し、カリキュラムの体系を分かりやすく示し、ホームページや学生便覧で公表し、学生や社会に周知するとともに、学生履修指導にも生かしている。両学部では、 Semester 当たりの履修登録の上限を定め、学生は無理なく履修できるようになっている。また、子ども育成学部では、複数の資格取得を奨励しており、そのための履修登録上の配慮をしている。学務に関する事項を審議するために「学務委員会」や「学部学務委員会」が設置され、常に学生や社会の変化に対応できる教育課程の編成を検討できる仕組みになっている。全教員が「確実な理解を図る学び」と「社会につなげる

学び」を重視して授業を展開する等、授業方法の改善の工夫・開発に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生の学修支援には、各部署職員と学部教員との協働のもと学修支援体制が整えられ、きめ細かく対応している。特に、退学者防止のために、授業の欠席が 3 回に達した場合、講義担当者からゼミ担当者に連絡し連携して学生の指導に当たっている。また、欠席が多い場合は教務課から保護者に連絡し協力を得る等、教職員の協働体制でさまざまな方法で学生支援に当たっている。

オフィスアワーの時間帯等の工夫をし、学生が更に活用しやすいように整備されることを期待する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえたディプロマポリシーが定められており、ホームページ、学生便覧等で公表し、周知している。また、単位認定、進級及び卒業要件等の基準については、学則あるいは、各学部の規則や細則に定められ、学生便覧にも掲載している。教授会の審議結果を運営会議で諮り厳正に適応している。

シラバスには、担当授業科目の成績評価方法を明示するとともに、自主的な学習活動を促すために「予習」「復習」の項目が設定され、教育効果を得る工夫がされている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

両学部とも必修科目、選択科目として多彩な「キャリア関係科目」や「インターンシッ

科目」が充実し、職業的自立に向けた指導内容や体制が整っている。特に、両学部とも地元でのインターンシップ制度が充実しており、地元と協働した就職支援体制が工夫され効果を得ている。

就職に関する相談がしやすい環境を用意し、学生の個人カルテを作成し、きめ細かく状況を把握しながら教職員の協働のもと相談・助言体制が整備され適切に運営している。

また、キャリア支援センター運営会議を設置し、キャリア支援、インターンシップ、就職支援や内定状況等について毎月審議を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生生活アンケートと卒業時アンケートから、学生の満足度や達成度評価から達成状況の点検・評価を行っている。特に、平成 28(2016)年度卒業生からは、ディプロマポリシーの達成度に関するアンケート調査も行っている。集計結果は、教職員のほか、オリエンテーション、ゼミ等を通じて学生にフィードバックされている等、改善に向けた有効活用をしている。また、子ども育成学部においては、卒業生の就職先事業所（学校、保育所・幼稚園、福祉関係等）に訪問し、就職者の状況（基本的マナー、勤務態度等）について意見を聴いている。このほか、毎年秋に実施する企業・事業所・大学講演会で地域の企業・事業所の採用学生への要望を調査し、改善に役立てている。

現代社会学部では学部内委員会等において、子ども育成学部では学部連絡調整会議において学生に関する情報交換を行い、関係教職員が情報共有を図っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学務部、国際交流センター、キャリア支援センター等学生サービス、厚生補導のための組織が設置されており、適切に機能している。学生に対する経済的な支援として、奨学金制度、学費の延納・分納制度、アルバイトの紹介、留学生に対する住居のあっせん等が行われている。施設・設備面での支援、クラブの年間活動費や遠征費等の一部補助、専任教員が顧問となる人的支援等、学生の課外活動への支援は適切に行われている。学生の意見

等をくみ上げるシステムとして学生生活アンケートや意見箱の設置等が行われている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員については、大学設置基準により定められている専任教員数の基準を満たしており適切に配置されている。「富山国際大学教員選考規程」に基づき、教員の採用・昇任等が行われ、適切に運用されている。教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立されている。教員の評価については、「教員個人評価実施基準についての内規」を定めて実施している。教員のFD研修については、全学学務委員会のもとにFD推進部会を設置し、FD研修会の企画・実施、学生の授業評価アンケートの実施をはじめ、大学全体の取り組みとして、全員参加型のFD研修会を実施している。教養教育の実施体制については、学務部長を委員長とした全学学務委員会のもとに、各学部から選任された教員による教養教育検討部会を設置し、全学的な教養教育について検討・調整が行われ、教授会・運営会議での審議を経て決定することにより、運営上の責任体制を整えている。

【参考意見】

○現代社会学部では、51～60歳の専任教員の割合が高いことから、年齢構成についてバランスのよい構成に配慮されたい。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、運動場、体育館、図書館、情報サービス施設等、教育目的を達成するための施設設備は大学設置基準に基づき適切に整備されており、有効活用されている。適切な規模の図書館を有しており、学術情報資料も十分に確保されている。文部科学省選定事業において、「AL(アクティブラーニング)室」や遠隔事業システム等の整備を進めている。

授業を行う学生数について適切な管理がされている。校舎は、全棟平成元(1989)年以降

に建設しており、耐震基準を満たしている。バリアフリー化については、文部科学省の補助金等も使いながら進められている。火災・地震の不測の事態に備えて、「富山国際大学防火管理規程」に従って災害時の避難誘導等の危機管理の充実を図るため、危機管理マニュアルが策定されるとともに、両キャンパスで避難訓練も行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人富山国際学園寄附行為」「富山国際大学倫理綱領」等に基づき適切な運営が行われているとともに、安定的な経営や教育研究の向上を図り、使命・目的を実現するための継続的な努力をしている。また、大学の設置、運営に関連する法令に基づいた学内規則を制定し遵守している。

キャンパス全体での緑化対策による環境保全をはじめ、人権や安全への配慮に関する規程やマニュアルを整備し対応がされている。

大学における教育情報や財務情報については、「大学ホームページ」「学園機関誌『学園報』」「学園ホームページ」等で公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会においては、「学校法人富山国際学園寄附行為」に基づき理事が選任され、予算・決算、財産の管理・運営、学部・学科等の改組をはじめ、経営改善計画や将来計画等の重

要事項における最終の意思決定が行われ適切に機能している。また、理事の出席状況については良好である。

加えて、「学校法人富山国際学園学内理事評議員会議規程」に基づき、「学園学内理事評議員会議」を設置し、教学や経営に関する状況報告や検討を要する事項の審議、理事会へ提出する議題の整理等を行い、円滑な理事会の審議や理事長の判断をサポートする体制が整備されている。

【改善を要する点】

○就業規則等の重要な規則の改正については、「学園学内理事評議員会議」だけでなく理事会での議決をもって実施するよう改善を要する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の諮問機関として、大学全体の教育研究に関わる重要事項を審議する運営会議を設置するとともに、学部の教育研究や運営に関する重要事項を審議し学長に意見を述べることができる教授会を学部に設置することにより、権限と責任を明確にして大学運営の円滑化・機能化を図っている。また、大学全体の戦略、計画等の立案や企画・実施を機動的に行うために、学長を本部長とする企画本部を設置し、学長室が運営を担当している。

学長は、「学校法人富山国際学園職員組織規程」に基づき所属教職員を統督し、運営会議や企画本部会議等の議長として各種委員会及び事務組織等を統率しており、大学の運営全般において適切にリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人の意思決定機関である理事会では大学からの議事提案や報告が行われ、審議決定された事項について大学の運営会議や教授会等で報告されている。また、「学園学内理事評議

員会議」においても法人と大学との情報交換が活発に行われている。

監事及び評議員は「学校法人富山国際学園寄附行為」に基づき選出・選任され、それぞれ理事会及び評議員会にてその役割を適切に果たしている。

また、学長によるリーダーシップに加え、教員の意見や施策等をくみ上げる仕組みとして、学部教授会、現代社会学部専攻会議、子ども育成学部連絡調整会議及び各種委員会が整備されている。事務職員においても課長会議や事務改善推進会議を通じて、ボトムアップによる事務改善が行われている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

使命・目的達成のための事務体制として、「学校法人富山国際学園職員組織規程」「学校法人富山国際学園事務組織規程」等に基づき適切に配置され、機能している。事務部門では、課長会議が週 1 回開催され、学長の意思決定事項や運営会議等の決定事項の周知徹底、部署間の情報共有が図られており、業務執行のための管理体制も構築され、適切に機能している。

文部科学省等主催の外部研修会・セミナー等への参加、「富山国際学園教職員研修会」「富山国際大学事務職員研修会」「メンタルヘルス研修会」等学内研修会への参加等、職員の資質・能力向上のための組織的な取り組みがされている。平成 25(2013)年度から「富山国際大学職員人材育成制度」を導入し、平成 28(2016)年度からは、職員の研修の実施方針・計画が全学的に策定されており、大学の発展に貢献できる職員の育成に今後が期待できる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財政の中長期計画に基づく財務運営が行われており、安定した財政基盤が確立されている。特に、平成 25(2013)年度以降は法人及び大学において基本金組入前当年度収支差額及び当年度収支差額ともに黒字計上であることから、使命・目的及び教育目的達成のための

収支バランスは保たれている。併せて、産学連携等による共同研究に係る民間資金の獲得、科学研究費助成事業への積極的な応募、新たな寄付金募集等、経年的な外部資金調達への努力もされている。このほか、平成 26(2014)年度から 5 年間の「新・経営改善計画」を策定し数値管理が行われており、年度予算においても中長期的な収支均衡を目指した予算編成が行われ、法人及び大学の収支計算書及び貸借対照表関係比率は良好であることから、適切な財務運営が確立されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

「学校法人会計基準」及び「学校法人富山国際学園経理規程」に基づき、会計処理は適正に実施されている。平成 27(2015)年度以降は「学校法人富山国際学園内部監査規則」に基づき、定期的に公認会計士の監査を受ける等、会計監査を行う体制が整備されている。また、厳正な管理のもと予算内執行が行われている。決算書は、「学校法人富山国際学園寄附行為」及び「学校法人会計基準」に準じ、監事の監査を受けた後、公認会計士の監査報告書を受け、監事より理事会及び評議員会で適正処理であることの監査報告がされている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「富山国際大学学則」において、大学の目的及び社会的使命を達成するために自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを規定している。その上で、「富山国際大学自己点検評価実施要領」を制定し、教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について、点検・評価を行うために必要な事項を定めている。

自己点検・評価の実施体制については、学長を委員長として自己点検評価委員会を構成し、実施方法、立案及び結果の取りまとめ等は学長室にて行われている。また、実施状況については、平成 25(2013)年度以降、年度毎に部門別の自己点検・評価を行うとともに、認証評価を受ける前には全学的な自己点検・評価を実施する等、恒常的に行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、現代社会学部、子ども育成学部、学務部及び入試センターに関する各種データを収集し、エビデンスに基づき客観的に行われている。

また、より信頼性の高いエビデンスを収集・整理・分析するために、IR 活動を実施する IR 推進チームを設置し、入学から就学、卒業・就職までの一連のデータを統合的に、かつ事務部門横断的に管理することを目的とする IR システム（Campus Plan システム）の構築を進めている。

自己点検・評価の結果をはじめ、各種エビデンス資料及びデータについては、大学内のファイル共有サービスにより共有化し、自己点検評価報告書や主要なデータについては、大学ホームページを通して広く社会へ公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

各部局で実施した前年度の自己点検・評価に基づき、「アクションプラン 2014-2017」の各項目の達成状況を 5 段階で評価し、当該年度で改善する具体的計画を明確化することによって、自己点検・評価における PDCA サイクルの仕組みを機能させている。また、平成 28(2016)年度までの「アクションプラン 2014-2017」における達成率は約 80%で、その達成状況は順調である。

こうした自己点検・評価の結果を活用した PDCA サイクルの成果として、文部科学省の支援事業において複数の事業が選定されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流・連携

A-1 国際交流の体制の整備とグローバル人材育成の推進

- A-1-① 国際交流の方針の明確化と推進体制の整備
- A-1-② グローバル人材育成に向けた取組
- A-1-③ 外国人留学生の受入れと支援
- A-1-④ 多彩な国際交流事業

【概評】

急速に進展するグローバル化に伴い、国際大学の名を冠する大学にふさわしく、地域と世界の架け橋となるような国際化を推進する全学的な取組みを推進している。また、地域密着型の国際大学として、地域のグローバル化に対応する先導的な役割も担っている。「アクションプラン 2014-2017」に基づき、海外留学・海外研修等、日本人学生の海外体験を重点的に進める等 5 項目（方針）を軸とした国際交流活動が展開されている。海外協定校の拡大及び海外拠点の拡大については、ダブルディグリー協定校の拡大、海外拠点として韓国の大学と連携したセンターの開設等、国際大学の名にふさわしい取組みがなされている。

協定校の拡大に当たっては、大学の方針に基づいて教員の個人的なつながりにとどまらない大学組織としての戦略を持っている。また、協定校との継続的な関係を維持するための組織的な取組みが見られる。

海外留学・研修促進への取組みとして 6 か国と長期あるいは短期インターナショナルプログラムが実施されており、海外研修においては 7 か国とのプログラムが実施されている。その際、海外協定校と授業料の相互免除制度、独自の留学奨励支援制度等で学生の経費支弁が行われ、学生の国際交流促進のための環境づくりにも努めている。このほか、英語強化プログラムの導入、外国人留学生の受入れ、グローバル融合基盤キャンプ（3 日間）、国際交流フォーラムの開催等、より国際感覚あふれる人材を育成していこうとする姿勢・取組みが見られる。フォーラムや公開講座、海外留学生の地元企業への就職、国際交流センターによる地域観光産業への協力等、地域のグローバル化にも貢献している。

基準 B. 地域社会との連携

B-1 地域連携の体制の整備と地域貢献活動や地域創生人材育成の推進

- B-1-① 地域連携の方針の明確化と推進体制の整備
- B-1-② 地域貢献活動
- B-1-③ 地域連携による地域創生人材の育成
- B-1-④ 特徴的な地域連携事業

【概評】

「アクションプラン 2014-2017」に基づき「産業県・教育県富山」の強みや、豊かな自

然環境等、富山の豊富な教育資源を生かして、地域（富山）をフィールドとした取組みを充実させることに努力し、地域貢献・連携体制の体制整備がされ学修成果を得ている。平成 27(2015)年度は「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に参加し、「地（知）の拠点大学（COC 事業）」として充実した取組みができるよう推進体制の整備、充実が進んでいる。

「大学コンソーシアム富山」を軸とした教育研究等の連携、高大連携セミナー、大学連携講演、エクステンションカレッジの開設、高校・地域社会出講プログラムの実施、行政関連の組織や委員会等への派遣等、教員の積極的な地域への貢献と、大学の施設開放を推進する等、地域貢献活動が充実している。

授業科目に「地域社会参加活動」を入れ、積極的に地域へのボランティア活動を奨励し、学生に実践的な学びと、富山県を中心とした地域の理解と認識を高めるカリキュラムが充実しており、県内に就職を希望する学生が増加し、学修成果が出ている。

また、平成 28(2016)年度から「理論」と「実践」の有機的な関係の構築や課題解決型インターンシップの開発を目指し、「文理融合型インターンシップ」を試みる等、学生の実態や地域社会の実態をもとに教育課題を探り、PDCA サイクルのもと地域創成人材の育成・開発に努めている。

学生の主体性、企画力、行動力等の総合的な人間力を育成するための助成金「夢への架け橋」の設置等、学生の人材育成に法人として独自の工夫を行っている。

